

専決処分報告第1号

3月定例教育委員会への付議議案（第4号）の取消しに関する専決処分報告

令和2年3月24日開催の定例教育委員会において別紙のとおり第4号議案として付議し、議決をいただいた指導を要する教職員の取扱いに関する規則（平成20年高知県教育委員会規則第6号）の一部改正について、議決後に新たに修正を行う必要が生じたため、第4号議案を取り消すこととし、高知県教育委員会事務専決規定（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）第6条第1項の規定に基づき、議案取り消しについて、教育長において臨時に専決したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

高知県教育委員会事務専決規定

- 第6条 教育長は、第2条に定める事務以外の事務について緊急やむを得ない事情により教育委員会に付議することができないときは、これを臨時に専決することができる。
- 2 教育長は、前項の規定により臨時に専決したときは、次の教育委員会の会議に報告し、承認を得なければならない。

付 議 第 4 号

指導を要する教職員の取り扱いに関する規則の一部を改正する規則議案

指導を要する教職員の取り扱いに関する規則（平成 20 年高知県教育委員会規則第 6 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第 号

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導を要する教職員の取扱いに関する規則（平成20年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「臨時的任用職員又は非常勤職員」を「会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）又は臨時的任用職員（同法第22条の3第1項若しくは同法第26条の6第7項及び高知県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年高知県条例第58号）第9条第1項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。）」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導を要する教職員の取り扱いに関する規則の一部を改正する規則説明

1 改正の目的及び内容

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行により令和 2 年 4 月 1 日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、指導を要する教職員の取り扱いに関する規則の規定中にある「非常勤職員」という文言を「会計年度任用職員」に変更する必要が生じたため、同規則の一部を改正するものである。

参考資料2

対

新

指導を要する教職員の取扱いに関する規則(抜粋)

日 照 表

指導を要する教職員の取扱いに関する規則(抜粋)

(定義)

第2条 この規則において「教職員」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

(1)～(5) 略

(6) 会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）又は臨時の任用職員（同法第22条の3第1項若しくは同法第26条の6第7項及び高知県条例第58号）第9条第1項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時に任用された職員をいう。）でないこと。

2 略

(定義) 第2条 この規則において「教職員」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

(1)～(5) 略

(6) 臨時的任用職員又は非常勤職員でないこと。

2 略

3月定例教育委員会への付議第4号の取消しについて

1 取り消し理由

令和2年3月27日開催の定例教育委員会への付議第4号においては、指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部改正として、指導改善研修の対象者から、これまでの非常勤職員の取扱いと同じく、会計年度任用職員を除くものとして議決をいたしましたが、令和2年3月27日付け元初財務第40号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の公布について（通知）」によると、

- ・教特法25条に規定する指導改善研修については、分限処分の適用対象外とされている者のみを当該研修の対象から除いている。
- ・令和2年4月1日から導入される会計年度任用職員は分限処分の対象とされるため、指導改善研修の対象となり得るものと整理される。

とされておりました。

当該規則については、公布前であったことから付議第4号を取消し、新たに同規則の一部改正を行うこととしましたが、施行日（令和2年4月1日）までに臨時教育委員会を開催することが困難であったため、取消しに関して教育長の専決処分を行いました。

参考資料 2

3月定例教育委員会への付議議案（第4号）における修正箇所について

教 育 委 員 会 規 則

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第 号

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導を要する教職員の取扱いに関する規則（平成20年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「臨時的任用職員又は非常勤職員」を「~~会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）又は臨時的任用職員（地方公務員同法第22条の3第1項若しくは同法第26条の6第7項及び高知県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年高知県条例第58号）第9条第1項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。）~~」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月27日付け元初財務第40号のとおり、会計年度任用職員は指導改善研修の対象となり得るため、当該規定の削除を行う必要が生じた。

高知県教育委員会規則

◎指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則



元初財務第40号
令和2年3月27日

都道府県・指定都市教育委員会
人事主管課長 殿
教職員研修主管課長

文部科学省初等中等教育局財務課長

合田哲雄

(印影印刷)

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

柳澤好治

(印影印刷)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係政令の整備に関する政令の公布について（通知）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）は、平成29年5月17日をもって公布されており、令和2年4月1日から施行することとされています。

改正法の施行に向け、各教育委員会におかれては、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの改訂について（通知）」（平成30年10月24日付け30初財務第11号）により発出した「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」等に基づき準備を進めていただいているところと承知しています。

このたび、改正法を踏まえ、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第61号。以下「整備政令」という。）が、令和2年3月27日に公布されました。これについて、総務省から別添のとおり通知されているところですが、文部科学省の所管する政令の改正概要及び整備政令の施行期日は、下記のとおりですので、十分御了知の上、適切に御対応くださいますようお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会に対し、本通知について周知していただくよう、お願いいたします。

記

1. 改正の概要

(1) 教育公務員特例法施行令（昭和 24 年政令第 6 号）関係

- ① 教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号。以下「教特法」という。）第 21 条第 2 項の政令で定める者に、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）を加え、同項に規定する研修の計画樹立・実施に関する努力義務の対象とすること。（整備政令による改正後の教育公務員特例法施行令第 2 条）
- ② 教特法第 23 条第 1 項の政令で定める者に会計年度任用職員を加え、同項に規定する初任者研修の対象から除く者とすること。（同第 3 条）
- ③ 教特法第 24 条第 1 項の政令で定める者に会計年度任用職員を加え、同項に規定する中堅教諭等資質向上研修の対象から除く者とすること。（同第 4 条）
- ④ 教特法第 26 条第 1 項の政令で定める者に会計年度任用職員を加え、同項に規定する大学院修学休業をすることができない者とすること。（同第 6 条）
- ⑤ 教特法附則第 5 条第 1 項の政令で定める者に会計年度任用職員を加え、同項に規定する幼稚園等の教諭等に対する職務の遂行に必要な事項に関する研修の対象から除く者とすること。（同附則第 2 項）
- ⑥ なお、教特法第 25 条に規定する指導改善研修については、地方公務員法第 27 条第 2 項に規定する分限処分の適用対象外とされている者のみを、教育公務員特例法施行令第 5 条において当該研修の対象から除いている。このため、同項に規定する分限処分の対象である会計年度任用職員は指導改善研修の対象となり得るものと整理されることから整備政令において改正は行っていないこと。

(2) その他、関係政令について、法改正に伴う所要の措置を行うこと。

2. 施行期日

改正法の施行日である令和 2 年 4 月 1 日から施行すること。

【連絡先】

(教育公務員特例法施行令関係 (1. (1) ⑥を除く))
文部科学省 総合教育政策局教育人材政策課 企画係
(電話) 03-5253-4111 (内線2456)

(教育公務員特例法施行令関係 (1. (1) ⑥のみ))
文部科学省 初等中等教育局財務課 教育公務員係
(電話) 03-5253-4111 (内線4675)